

組合通信 あゆみ

旧年中は弊組合事業に対し多大なご理解とご支援を賜り心より感謝申し上げます
また技能実習生に対しましては親身なご指導とご対応をしていただき
ありがとうございます
本年も貴社ご一同様のご多幸と益々のご繁栄を心よりお祈り申し上げます

鹿島入村養成事業協同組合
代表理事 根本 幹也
職員 一同

謹賀新年



2024年1月号

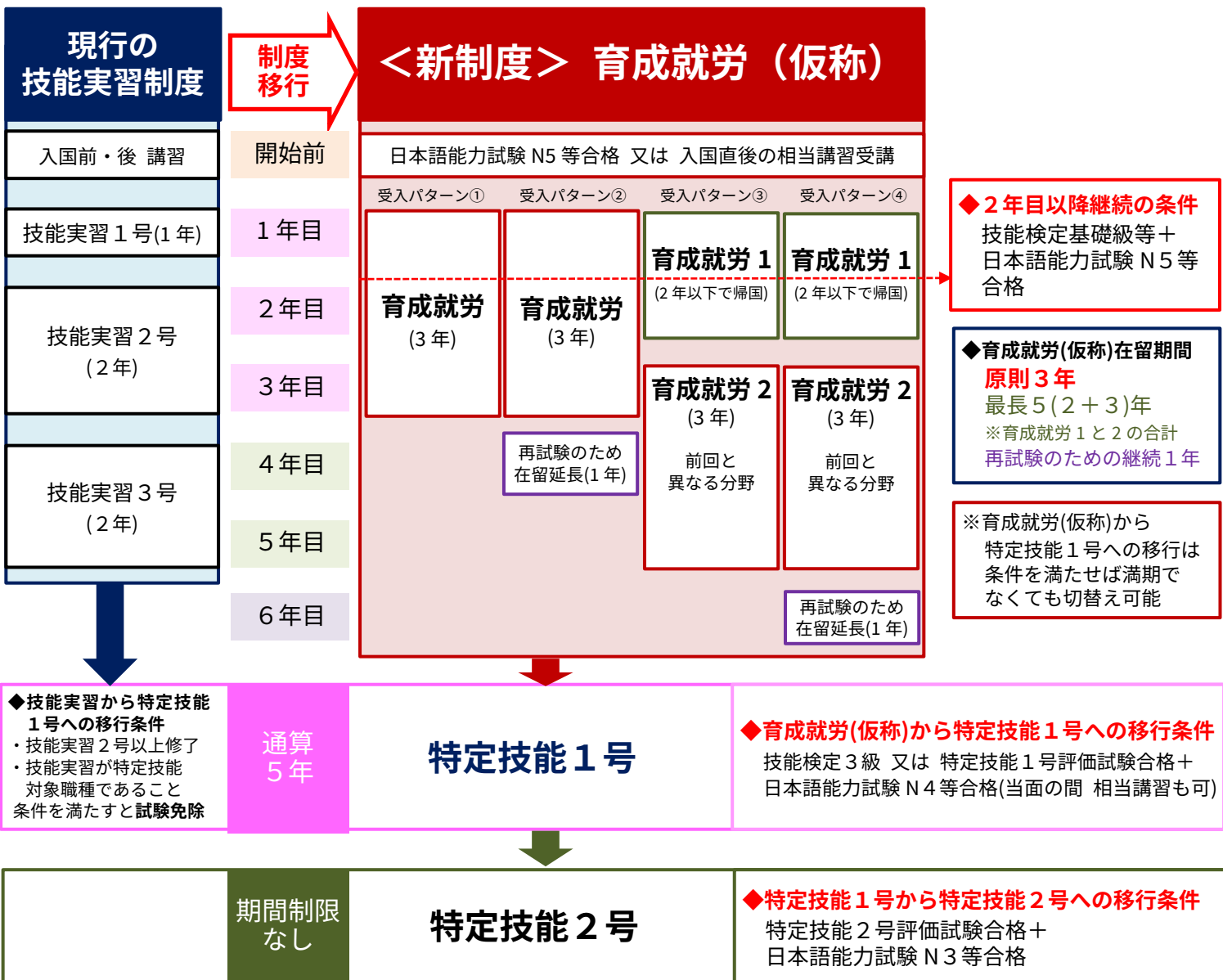
第 1 6 7 歩

◎今後の技能実習制度はどうなるの？(第10回)



▶新制度「育成就労(仮称)」概要について

昨年12月より16回にわたり開催された有識者会議での議論を踏まえた最終報告書が、法務大臣に提出され、本年の通常国会に法案が提出される予定です。今回は「育成就労(仮称)」と「特定技能」での受入れパターンと「技能実習制度(現行制度)」と「育成就労(新制度)」の比較をご案内します。



◆技能実習生とよりよい関係を築くために (第9回)

🔗技能実習生から帰国・一時帰国の申出があったときは

技能実習生が3号移行前や、個人の事情による一時帰国の際に、組合へ連絡がないまま状況が進行することがあります。

技能実習生が実習実施者の皆様や、組合指導員に相談せず、自分の判断で日程を決め、チケットの手配を行ってしまうことがあります。技能実習生の帰国時には、チケットの手配以外にも、関係機関や役所への手続きや、帰国時の送迎、帰国時の書類作成等、様々な対応が発生します。

実習実施者の皆様におかれましては、技能実習生より申出があった時点で、組合指導員へご連絡をいただくようお願いいたします。

また、技能実習生に対してはチケットの購入、各種手続きにつきましては組合指導員がサポートいたしますので、勝手にスケジュールを決めず、チケットも自分の判断のみで購入しないよう説明をお願いいたします。

一時でも帰国
が決まったら
組合へ報告を



■在留カードは常に携帯するよう技能実習生への指導をお願いします

在留カードは常時携帯することが必要で「警察官」等から提示を求められた場合には、提示する必要があります。

「家においてある」「●●に忘れた」等の説明をしても認められません。

在留カード不携帯の場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

実習実施者の皆様におかれましては、定期的に在留カード携帯の指導と確認を行っていただくようお願いいたします。



◆薬物を日本へ持ち込むことは違法行為です(周知)

諸外国の一部では大麻が合法化されているものの、日本では規制されていることを知らずに日本に入国する技能実習生が大麻を持ち込む事例が発生しています。

技能実習生が一時帰国する前などには、小遣い稼ぎの感覚で薬物を運んでしまうことは犯罪であることの指導をお願いいたします。

警視庁「薬物銃器対策 (日本語ページ)」

<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutuhyuki.html>

警視庁「薬物銃器対策 (英語ページ)」

https://www.npa.go.jp/english/bureau/organized_crime_department/index.html



■今後の行事予定

1月10日(水)	技能実習生入国 (ベトナム・インドネシア)	2月13日(火)	技能評価試験 (とび・基礎) 場所: 茨城県職業人材育成センター
1月12日(金)	技能実習生配属 (インドネシア)	2月20日(火)	技能評価試験 (工業包装・基礎) 場所: 茨城県職業人材育成センター
2月13日(火)	技能評価試験 (プリント配線・基礎) 場所: 茨城県職業人材育成センター	2月20日(火)	技能評価試験 (水産加工・初級) 場所: 銚子東部地区コミュニティセンター

組合ホームページでも随時
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

(発行) 鹿島人材養成事業協同組合

〒314-0254 茨城県神栖市太田 523-27

TEL 0479-46-0444

<http://www.ns-group.co.jp/kkumiai/>